

医療法人 公仁会 轟グループホーム の ご案内(重要事項説明書)

1. 施設の概要

所在地	須坂市大字須坂170番地
定員	1ユニット9名・9個室の2ユニット
電話番号	026-245-1973
介護保険指定番号	(2070700238号)

2. 施設の目的と運営

認知症対応型および介護予防認知症対応型共同生活介護施設は家庭での生活が困難になった認知症高齢者に対して小規模で入浴、排泄、食事などの介護その他の共同生活でのお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る事を目的とした施設です。

- 1 お年寄りの基本的人権の尊重。
- 2 施設と家庭と地域の結び付きを大切にいたします。
- 3 医療法人公仁会轟病院と連携し、医療と介護予防を支援いたします。

3. 施設の職員体制

	常勤	夜間	業務内容
管理者	1名		施設の管理
計画作成者	2名以上		介護計画の策定
介護職員	7名以上(非常勤含)	各階1名以上	介護

4. サービス内容

- 1 施設サービスの計画立案
- 2 食事
朝食 7:00 ~ 8:00
昼食 12:00 ~ 13:00
夕食 18:00 ~ 19:00
- 3 入浴 毎日入浴出来ます。
- 4 各自に対応した医療管理を実施いたします。なお、医療法人公仁会轟病院より往診、または、通院していただきます。
- 5 個別介護
- 6 機能訓練
- 7 理美容
- 8 行政手続などの代理委任等なんでも相談
- 9 預り金サービス

< 別紙 2 >

医療法人 公仁会 轟グループホーム の サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保険施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- ◇ 医療：医療法人公仁会轟病院の医師、看護職員が、入居者の状況状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ◇ 機能訓練：施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。
- ◇ 生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場にたって運営されています。
- ◇ 第三者評価：「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項に定める「指定認知症対応型共同生活介護」の質の評価の一環として行われるサービスの質の外部評価（第三者評価）を適切な時期に受け、結果を公表する

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設料金

- ◇ 厚生労働大臣が定める告示の金額の一分割

* なお、緊急時には医療保険で対処しますので、別途料金が加算となります。

② 実費費用	家賃等	月 額	47,200 円
	飲食費（食事・おやつ等）	日 額	1,090 円
		（入居月、退去月は、日割りで計算します）	
	光熱水費（電気・水道・ガス・灯油等）	月 額	18,900 円
	円日用品・理美容・教養・娯楽費用等	実 費	
		（日用品に関する費用は各人の使用実績によって毎月精算します）	

(2) 支払方法

- ◇ 毎月4日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の10日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ◇ お支払い方法は現金となります。

4. 事故発生時及び緊急時の対応について

運営規程第17条、18条及び19条のとおり

< 別紙 3 >

入居者からの相談または苦情をお聞きし、それにお応えするために、

事業者 医療法人 公仁会 轟グループホーム
管理者 吉村 秀夫
苦情相談者 下記1の担当者
(内容等により、医療法人公仁会轟病院の院長及び担当職員が対応する。)

1. 入居者からの相談または苦情をお聞きする常設の窓口

- ◇ 場 所 : グループホーム入口1階の職員勤務室窓口でどうぞ。
- ◇ 電 話 : 026-245-1973 Fax 026-245-1912
- ◇ 担当者 : 吉村 秀夫 (不在のときは、関野 悟)

2. 苦情や相談をすぐにお聞きし対応する体制・手順

- 1 苦情受付: 第一受信者から、管理者へ連絡する。
- 2 状況把握: 管理者は現場に行き、状況について面談する。
- 3 事業所内協議: 苦情対策委員会を速やかに開き、協議する。
- 4 対応策決定: 落ち度の有無に関わらず、状況に応じ案を複数等作成する等し、対応する。
- 5 入居者・家族への説明: まず口答にてお話をし、ご理解が得られるなかで、成文化し、文書にて再確認し、改善する。
- 6 医療法人公仁会の定例運営委員会に報告、改善を徹底する。
- 7 市町村介護保険課との連携: 報告・協議・指導・助言を得て改善実施する。
- 8 地方事務所厚生課・県高齢福祉課・長野県国民健康保険団体連合会との連携: 報告・協議・指導・助言を得て改善実施する。

3. 職員に対する苦情処理の研修計画

- 1 毎年1回看護・介護サービス・共同生活の研修会を外部から講師を招いて勉強会を実施する。
- 2 職場外研修会等既存の介護療養型医療施設連絡協議会に加入して学習を深めていく。

4. その他の参考事項

- 1 入居者及び家族を含め、サービス側と定期的に懇親会を持つ。
- 2 苦情処理台帳を整備し、職場内研修会等で検討、学習し再発防止を図る。
- 3 苦情処理の手順
 - ① 最初に苦情を聞かされた人は、先ず職場責任者に伝達する。
 - ② 職場責任者は状況を把握してから、管理者に報告する。
 - ③ 管理者は現場に行き、入居者または家族と面談し、入居者と家族の側に立って、状況を把握する。
 - ④ 管理者は苦情処理委員会を招集する。

〈 別紙4 〉

基本料金基本報酬

(1日につき)

要介護1	753単位
要介護2	788単位
要介護3	812単位
要介護4	828単位
要介護5	845単位
※	1単位10円 (うち負担は1割 or 2割)

見直し	医療連携体制加算
	介護職員等処遇改善加算
新設	協力医療機関連携加算
	退居時情報提供加算
	高齢者施設等感染対策向上加算
	新興感染症等施設療養費
	認知症チームケア推進加算
	生産性向上推進体制加算
算定中	認知症専門ケア加算
	生活機能向上連携加算
	栄養管理体制加算
	口腔衛生管理体制加算
	科学的介護推進体制加算
	サービス提供加算
	初期加算
	看取り介護加算

令和6年4月1日